

# コンプライアンス規程

## 第 1 条(目的)

本規程は、特定非営利活動法人 AIKURU の法令、倫理規範、組織の定める方針を遵守し、誠実な活動を行うことで、社会からの信頼を維持・向上させることを目的とする。

## 第 2 条(適用範囲)

本規程は、全役員および従業員に適用される。また、外部委託者にも適切な形で遵守を求める。

## 第 3 条(遵守事項)

この法人は以下の事項を遵守する。

- (1) 法令や規則の遵守
- (2) 資金管理の適正化
- (3) 人権尊重、ハラスメントの禁止
- (4) 知的財産権の尊重
- (5) 利益相反行為の回避

## 第 4 条(組織)

この法人のコンプライアンスにかかる組織として以下のものをおく。

- (1) コンプライアンス責任者
- (2) コンプライアンス委員会

## 第 5 条 (コンプライアンス責任者)

コンプライアンス責任者は、代表理事とする。

## 第 6 条 (コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者を委員長とし、事務局及び必要担当者、各施設責任者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防止策の公表

### **第 7 条（コンプライアンス委員会の開催）**

コンプライアンス委員会は、委員長が必要があると認めるときは、いつでも招集することができる。

### **第 8 条(内部通報制度)**

違反行為を発見した場合、内部通報窓口を利用できる。

2 通報者は保護され、不利益な扱いを受けない。

### **第 9 条(教育・研修)**

コンプライアンスの重要性について、定期的な教育・研修を行い、全員の理解を深める。

### **第 10 条(監査)**

コンプライアンス体制の有効性を確認するため、定期的に監査を実施する。

### **第 11 条(違反への対応)**

違反行為が確認された場合、適切な措置を講じるとともに、再発防止策を実施する。

### **第 12 条(改 廃)**

この規程の改廃は、理事会の決議による。

### **附 則**

この規程は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。